

## 意見公募を実施した際からの変更点

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（案）に対する意見公募を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

No.	変更箇所	変更内容（下線部のとおり）	備考
1	第1条第1号ロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つり上げ又は」を「つり上げ、<u>又は</u>」に改める。</li> <li>・「巻き上げ又は」を「巻き上げ、<u>又は</u>」に改める。</li> </ul>	技術的修正
2	第2条見出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(立<u>ち</u>入りの防止)」を「(立入りの防止)」に改める。</li> </ul>	技術的修正
3	第5条第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「適切な<u>控網の数</u>を設ける」を「適切な<u>数の控網</u>を設ける」に改める。</li> </ul>	技術的修正
4	第8条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>第9条</u>」を「<u>次条</u>」に改める。（2箇所）</li> <li>・「製造するものであって、<u>かつ</u>、」を「製造するものであって、」に改める。</li> <li>・「適用を受ける<u>高圧ガス</u>を除く。」を「適用を受ける<u>もの</u>を除く。」に改める。</li> </ul>	技術的修正
5	第8条第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>循環</u>泥水の最高使用圧力」を「泥水の最高使用圧力」に改める。</li> </ul>	技術的修正
6	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「製造するものであって、<u>かつ</u>、<u>同規則</u>第六条第一項第十一号」を「製造するものであって、<u>同令</u>第六条第一項第十一号」に改める。</li> </ul>	技術的修正